

一 知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十八号

知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則

規則

次の各号に掲げる規則は、廃止する。

一 知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県規則第七十二号）

二 事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県規則第七十三号）

三 千葉県個人情報保護条例第二条第三号の記述等並びに同条第五号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十四号）

四 千葉県個人情報保護条例第十七条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十五号）

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告示

千葉県告示第六十一号

次に掲げる告示は、廃止する。

なお、この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 平成五年千葉県告示第八百二十七号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

二 平成八年千葉県告示第三十号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

三 平成十二年千葉県告示第六百七十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

四 平成十四年千葉県告示第三百十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく法人の指定）

五 平成二十年千葉県告示第三百九十四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

六 平成二十一年千葉県告示第八十四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開

示請求を行うことができる個人情報）

七 平成二十一年千葉県告示第三百三十号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

八 平成二十四年千葉県告示第二百六十三号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

九 平成二十八年千葉県告示第四百三十七号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

訓

令

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第二号

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

千葉県職員被服等貸与規程（昭和四十六年千葉県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一成田国際空港の建設に伴う現地調査等の業務に従事する職員のうち「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、同表環境衛生監視業務又は廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員のうち「廃棄物指導課」の下に、「ヤード・残土対策課」を加え、同表ヤードの検査業務に従事する職員のうち「ヤード・残土対策課」を「ヤード・残土対策課」に改め、同表ヤードの検査業務に従事する職員のうち「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、同表ヤードの検査業務に従事する職員のうち「ヤード・残土対策課」を「ヤード・残土対策課」に改める。

別表第二成田国際空港の建設に伴う現地調査等の業務に従事する職員のうち「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、同表ヤードの検査業務に従事する職員のうち「ヤード・残土対策課」を「ヤード・残土対策課」に改める。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

附則

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第三号

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第三号

本 庁
出先機関